

Memorandum for Lecture on Criminal Policy

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/4448

《研究ノート》刑事政策講義メモ

坂 井 勇

はじめに

法務省の主として矯正関係機関に35年間勤務した後、縁あって本学に採用され、今、定年を間近に迎えるに当たって、このほぼ5年の間に担当した刑事政策の講義を振り返り、感謝と反省の念を示したいと思い、パソコンのキーをたたいています。昼夜を分かたず、研究にいそしみ、その成果を発表される多くの先生方に混じって、浅学非才を恥じずこのような駄文を寄せることは、格式高い金沢法学にふさわしくないと重々認識しておりますが、どうか、年寄りの感傷をお許しください。

以下、次のような項目について順次紹介することとします。

受講者と修了者

講義内容

矯正施設見学

試験と成績

アンケート調査

1 受講者と修了者

初めて講義を担当した平成12年度から現在までの刑事政策の履修登録者と修了者の学年別・男女別人員及び修了率（履修登録人員に対する修了人員の比率（%）をいう。）は、以下のとおりである（（ ）書きの数値は男子+女子学生の人員の再掲）。

		履修登録者（人）	修了者（人）	修了率（%）
平成12年度後期	3年生	17 (10+7)	14 (8+6)	
	4年生	20 (15+5)	11 (9+2)	
	小計	37 (25+12)	25 (17+8)	67.6(68.0/66.7)
平成13年度後期	3年生	11 (6+5)	7 (5+2)	
	4年生	13 (11+2)	7 (6+1)	
	小計	24 (17+7)	14 (11+3)	58.3(64.7/42.9)
平成14年度後期	3年生	21 (15+6)	15 (10+5)	
	4年生	14 (8+6)	7 (2+5)	
	小計	35 (23+12)	22 (12+10)	62.8(52.2/83.3)
平成12～14年度	3年生	49 (31+18)	36 (23+13)	73.5(74.2/72.2)
	合計	4年生	47 (34+13)	25 (17+8)
		小計	96 (65+31)	61 (40+21)
平成15年度後期	2年生	125 (61+64)	101 (43+58)	63.5(61.5/67.7)
	3年生	16 (12+4)	13 (9+4)	80.8(70.5/90.6)
	4年生	12 (11+1)	7 (6+1)	81.3(75.0/100)
	小計	153 (84+69)	121 (58+63)	58.3(54.5/100)
	2年生	10 (5+5)		
	3年生	15 (10+5)		
平成16年度後期	4年生	9 (3+6)		
	小計	34 (18+16)		

平成12年度から平成14年度までの3年間の平均修了率は、3年生で73.5(74.2/72.2)%, 4年生で53.2(50.0/61.5)%となっており、4年生の修了率がかなり低くなっている（男女別では、男子が6.2ポイント低い。）。

平成15年度に初めて2年生に開講したところ、その修了率は前年度までの3・4年生の修了率を大幅に上回る80.8(70.5/90.6)%の高率となった（男女別では、ここでも男子が20.1ポイント低い。）。低学年になるほど、修了率は高

くなるのであろうか。

平成15年度において受講生が急増したのは、同年度から、履修対象者を2年生に下げたことによる。これは、刑事政策演習の履修対象者が3年生であり、刑事政策の履修対象者も3年生であると、刑事政策を未履修のまま同演習を履修することとなり、演習で履修する内容（主として、行刑関係の判例研究）の理解に困難を来すことに気付いたからである。

結果として、履修対象者を2年生に下げた初年度は、受講者の大幅な増加となった。しかし、平成16年度は、ふたを開けてびっくり、2年生の履修登録者は前年度の125名からわずか10名（しかも、うち4名は他学部生）に激減した。これは、何も平成15年度の講義が2年生に不評であったからではない、と思っている（ちなみに、平成15年度の2年生の履修率は、前述のように80.8%の高率であり、また、後述のように成績も「優」が半数を占めるなど良好であった。）。平成16年度に2年生の履修登録者が大幅に減少したのは、刑事政策の授業の同じ時間帯に2年生対象の商法総則・商行為法が組まれたからにちがいないと確信している（平成15年度の同じ時間帯の授業は、六法関係の科目ではなかつた。）。こうは言っても、もちろん、商法総則・商行為法に全くうらみつらみはありません。念のため。

2 講義内容

（1）授業の主題・目標等

刑事政策の授業の主題・目標等については、平成16年度のシラバスに以下のとおり記載されている。

ア 授業の主題：①我が国における犯罪・非行の発生状況、犯罪者・非行少年に対する捜査・検察・裁判・矯正・保護の各過程における処遇状況を犯罪白書等の統計資料を基に概観し、我が国の治安維持の現状及び課題を理解する。②行刑施設における被収容者の特徴、特に受刑者処遇の現状及び課題を理解する。③近在の刑務所及び少年院を見学し、生きた

刑事政策を学ぶ。

イ 授業の目標：犯罪・非行の発生状況，犯罪者・非行少年に対する捜査・検察・裁判・矯正・保護の各過程における処遇状況を数量的に把握し，処罰と不処罰ないし保護の実態を理解する。②犯罪の増加と検挙率の低迷，少年非行の凶悪化，犯罪者で精神障害を有するものに対する処遇等の今日的課題について，その問題点と対策を探求する。③行刑施設における被収容者の特徴，被収容者に対する様々な処遇の現状及び課題を理解する。

ウ 学生の学習目標：犯罪対策を担当する警察・検察・裁判・矯正・保護の各機関における犯罪・非行及び犯罪者・非行少年の特徴，処遇内容等の現状を理解し，その課題を探求する。

(2) 授業の概要

ア 犯罪者処遇制度

犯罪者処遇及び非行少年処遇の概況

刑法犯の認知件数・発生率・検挙件数・検挙率・検挙人員，欧米諸国との比較

検察庁における処理：起訴と起訴猶予，外国人犯罪，検察の役割

非行少年の処遇：犯罪少年・触法少年・虞犯少年，家庭裁判所における処理（審判不開始・不処分・保護処分・検察官送致等），改正少年法の運用状況

刑事裁判：刑種別裁判確定人員，有罪と無罪，執行猶予と実刑

行刑施設に収容される者の特徴：新受刑者の人員・罪名・新受刑者率・年齢層別構成比・刑名・刑期等，一日平均収容人員，外国人受刑者，仮出獄と満期釈放・出所受刑者の再入状況等

保護観察：保護観察の意義・種類・機関，保護観察の終了・取消し

イ 行刑施設における処遇

行刑の基本法・組織・職員

行刑処遇の基本制度：分類処遇・累進処遇・刑務作業
被収容者の不服申立て制度
行刑施設の規律秩序を維持するための諸制度：拘禁制度・戒具の使用・保護房への収容・懲罰制度等
監獄法の改正と行刑改革会議の提言
ウ 矯正施設（刑務所・少年院）の見学

（3）テキスト・教材・参考書等

教科書：法務省矯正研修所編「研修教材・行刑法」（財団法人矯正協会刊行）

…主として、授業後半の行刑施設の処遇等で使用

参考書：法務省法務総合研究所編「犯罪白書（最新版）」（独立行政法人国立印刷局刊行）

大谷 實著「刑事政策講義（第四版）」（弘文堂刊行）

なお、これらの教科書・参考書を補充し、理解を助けるため、レジュメ（A4判20ページ）、各種統計資料等（同35ページ）、法曹時報の抜き刷り「矯正の現状」（B5判20ページ）を作成し、配布した。また、内容を最新のものにするため、毎年改訂した。利用した資料の主なものは、次のとおりである。

「平成〇年の犯罪情勢」その他の警察庁の各種統計、検察統計年報・司法統計年報・矯正統計年報等の関係機関発行の統計、法曹時報の上記「矯正の現状」のほか「平成〇年の検察事務」・「平成〇年における出入国管理の概況」・「更生保護の現状」等、家庭裁判月報

また、刑事政策に関する諸問題に現実味を持たせ、講義に対する関心と理解を深めさせるため、講義時間に次のようなビデオを視聴させた。

NHKスペシャル・二十一世紀日本の課題「治安は取り戻せるか（第1回）」
(平成15年10月4日放映・75分)

NHKスペシャル・二十一世紀日本の課題「治安は取り戻せるか（第2回）」
…少年犯罪・子供たちの何が変わったのか（平成15年10月4日放映・90分）

NHK スペシャル「退院審判」…米国カリフォルニア州で重大凶悪事件を犯し精神科病院へ強制入院中のある男性の場合(平成14年3月23日放映・115分)

NHK 地球時間「米国・刑務所がビジネスに」…民間刑務所ブーム・受刑者が利益源(平成13年3月16日放映・45分)

NHK クローズアップ現代「刑務所で何が起きているか」…名古屋刑務所・革手錠暴行事件の背景にあるもの(平成14年12月3日放映・28分)

NHK クローズアップ現代「刑務所でいま何が…保護房からの報告」(平成15年6月18日放映・28分)

(4) 出席状況

ア 出席カード

受講者の出席状況の把握は、出席カードにより行っている。同カードは、A3判の用紙を十等分した大きさで、授業の年月日、学年・名列番号、氏名の記載欄のほか、「本日の講義の感想・質問・その他」欄を設けている。カードは、毎回、授業の始めに（正確には、授業の最初に、著名な事件の報道、刑事関連法規の改正等の時事問題などのニュースがあればその紹介をし、さらに前回の出席カードの記載内容についてコメントや回答を紹介した後に）配布し、授業の終わりに回収している（記載の便を図るため、通常、終了時刻の5分ほど前に講義を終えるように配慮している）。回収したカードにより当日の出席者を出席者名簿に記載し、整理している。おおむね8割以上の学生が何らかの感想ないし質問を記載している。

出席カードに記載された質問事項については、努めて次回の授業の最初に回答するようにしている。中には、難問もあり、半日掛かりで調査することがある。また、受講者の誤解に基づくと思われるような記載があれば、訂正の説明をするようにしている。毎回、授業の始めの10分ないし20分をこれに充てている。

シラバスに記載したとおり、全出席回数の三分の一以上を欠席した場合は、単位の取得を放棄したものとみなすこととしているので、欠席回数が7回ないし9回になろうとする者がいる場合は、その都度、注意を喚起している。

カードには、とじるための穴をパンチで開けているが、そのほか、カードの四隅の異なる箇所に（記載に邪魔にならない位置に）パンチで穴を開けたり、カードの縁の部分にカラーマジックインクで印を付けたり、両者を併用したりして、毎回、同じカードを配布することのないようにしている。受講者数を上回るカードは、その都度回収するようにしているが、必ずしも徹底しないし、まれには、目算した受講者数よりも回収したカードの数のほうが多いことがある（出席していない他人の氏名を記載したものが含まれていることがある）ので、これを防止するため、細心の注意を払っている。特に、これも、シラバスに記載してあるとおり、出席良好者には、テストの結果に最高1割の加算を行うこととしているので、公正を期するため、回収した出席カードの点検を綿密に行うようにしている（少しでも、疑問があれば、前回までに提出されたカードの筆跡と比較対照し、疑いが濃厚であれば、当該学生を呼び出して確認するなどしている。）。

イ 平均出席回数及び平均出席率

平成15年度後期に刑事政策を受講し、かつ、修了した者121名の平均出席回数は26.8回であり、その平均出席率（試験を含む全30回のうち出席した回数の比率%）は、89.3%である。出席回数別人員及びその構成比は、全30回：30人・24.8%，29回：16人・13.2%，28回：16人・13.2%，30回～28回小計：62人・51.2%，27回～25回小計：29人・24.0%，24回～21回小計：30人・24.8%

出席回数と定期試験の成績との関係については、後述のとおりである。

3 矯正施設の見学

刑務所や少年院等の矯正施設を見学することは、生きた刑事政策を学ぶ上で欠かすことのできない事項であるとの信念から、刑事政策を始め、担当するすべての科目について矯正施設の見学を企画し、実施した。以下は、その概要である。

(1) 見学の手続等

まず、電話で、見学先である金沢刑務所及び湖南学院（少年院）の都合を確認する。

見学の日取りは、通常、前期の場合は火曜日で教授会のない日（以前は開学記念日に実施していたが、2年ほど前から休講日でなくなったためやめた。）、後期の場合は金大祭開催中の休講日又は火曜日で教授会のない日を選んでいる。次に、受講者に見学参加の希望を取り、人数を把握する。湖南学院の場合、交通の便がやや不便なので、大学の事務局へ大型バス又はマイクロバスの借用を依頼する。先約ありなどで借用できないときは、少年院にマイクロバスの手配を依頼することもある。併せて、それぞれの施設の長あてに文書で見学の許可を出願する（金沢刑務所長からは、後日、参観許可証と見学者の遵守事項が送付される。）。金沢刑務所へは、通常、若松町の大型スーパーの近くの駐車場を集合場所とし、そこから10分ほど歩いてゆくこととしている。

見学の日時が近づくと、受講者全員に対し事前に、行刑施設と少年院の概況について、配布済みの「矯正の現状」等に基づいて説明を行うとともに、参加を希望している者全員に対し、次のような文書を配布して見学の心得を周知させることとしている。

見学者の心得について

矯正施設を見学するときは、次の心得を遵守してください。

- 1 見学者としての礼儀を重んじ、節度のある言動を心掛けること。

- 2 施設の職員の指示に従って行動すること。勝手にコースを外れたり、コース外の場所に立ち入ったりしてはいけません。
- 3 たばこ、ライター、刃物などを携帯しないこと。
- 4 カメラ、ビデオ、録音機、携帯電話などを携帯しないこと。
＊ 3・4の物品を所持しているときは、車中又は控え室に置いて見学すること。
- 5 被収容者と言葉を交わしたり、物のやり取りをしたりしないこと。
- 6 見学中は、静粛を旨とし、被収容者の心情を害するような言動をしないこと。間違っても、特定の被収容者を指差したり、特定の被収容者の顔を見詰めながら仲間と話したりしてはいけません。
- 7 矯正施設の見学にふさわしい容姿・服装（原則としてスーツ着用）を心掛け、特に、派手な服装は避けること。
- 8 見学は、刑事政策等の授業の一環として実施するものであるから、謙虚に学ぶ姿勢を心掛けること。筆記用具等の携帯を忘れないこと。
実際の見学の場面でも特に不都合はなかったが、ただ、心得の7の「矯正施設の見学にふさわしい容姿・服装（原則としてスーツ着用）」のところは、当初、「施設の見学に当たっては、学生にふさわしい容姿・服装」を心がけるようにとなっていた。その結果、大部分の学生は普段よりはきちんとした、会社訪問を行うときの服装に近い身なりで参加したが、中には、平素の服装こそが「学生にふさわしい服装である」とばかりに、ズック履きで、シャツをズボンからはみ出させた格好の者もあり、これではいけないと反省し、上記のように心得の記載を一部改めたのである。

見学は、通常2時間ほどで、施設長の講話、施設内部の見学、施設長をはじめ幹部職員との質疑応答等で構成される。金沢刑務所の場合、これに、最近法務省で製作した広報用のビデオ（刑務所の第一線である作業場に勤務する刑務官の活動を中心に紹介したもの）を視聴する時間が

含まれる。

見学者には、あらかじめ感想文を書いて提出するよう指示しており、提出された感想文の写しをそれぞれの施設長あてに見学の礼状とともに送付している。併せて、講義の際に受講生全員に対し、感想文の要点、際立った意見、誤解があると思われる記載等を紹介し、見学のまとめとしている。この実地見学によって、刑務所と少年院の違い、刑罰と保護処分の違いを、外周を取り囲む塀の種類（コンクリートの高い塀であるか、低いフェンスであるか）や鉄格子の有無などの外形的な相違にとどまらず、勤務する職員や被収容者の服装・態度、そこからかもし出される雰囲気、さらにはそれぞれの待遇内容の相違によって、具体的に実感することができたとする感想文が多い。

(2) 見学の参加人員等

これまでに開講したすべての科目（法学部では「刑事政策」（全5年間）・「刑事政策演習」（平成13年度以降全4年間）・「基礎演習」（平成12年度から平成14年度まで全3年間），教養的科目としての「矯正待遇」（平成13年度・平成14年度）・「犯罪者待遇」（平成16年度），法学研究科の「刑事学演習」「刑事学特論」（平成15年度からは「刑事学理論研究」「刑事学判例研究」に科目名変更）（平成13年度以降全4年間）及び法務研究科の「刑事政策」（平成16年度のみ）について、希望者に対し見学を実施した。見学実施日及び男女別の参加人員は、以下のとおりである。

	金沢刑務所	湖南学院	合計
年月日（平成）	参加人員（男+女）	参加人員（男+女）	参加人員（男+女）
12. 10. 17		54 (32+22)	54 (32+22)
10. 24	37 (23+14)		37 (23+14)
10. 31	21 (13+ 8)		21 (13+ 8)
13. 5. 15		15 (8 + 7)	15 (8 + 7)
5. 29	23 (13+10)		23 (13+10)

5. 31	38 (11+27)	38 (11+27)	76 (22+54)
11. 2	25 (15+10)		25 (15+10)
11. 5		14 (10+ 4)	14 (10+ 4)
14. 6. 18	28 (7 +21)	28 (7 +21)	56 (14+42)
7. 2	20 (8 +12)	17 (7 +10)	37 (15+22)
11. 5	24 (15+ 9)	26 (16+10)	50 (31+19)
15. 6. 17	9 (5 + 4)	7 (5 + 2)	16 (10+ 6)
11. 4	59 (19+40)	56 (16+40)	115 (35+80)
11. 5	25 (16+ 9)	25 (16+ 9)	50 (32+18)
16. 6. 29	27 (15+12)		27 (15+12)
11. 2	29 (15+14)	32 (15+17)	61 (30+31)
	金沢刑務所 参加人員 (男+女)	湖南学院 参加人員 (男+女)	合 計 参加人員 (男+女)
合 計	365 (175+190)	312 (143+169)	677 (318+359)
	全13回	全11回	全24回

上記以外に、刑事政策演習及び法学研究科の刑事学特論等の受講者のうち希望者に対し、夏期休暇中の特別見学として、平成15年度は9月12日に大阪刑務所及び浪速少年院の見学（参加者5名）、平成16年度は9月22日に和歌山刑務所の見学（参加者9名）をそれぞれ実施し、我が国を代表する特大規模の刑務所・少年院・女子刑務所の実情を学び、併せて参加者相互の親ぼくを図った。

4 試験と成績

(1) 試験の方法

刑事政策は半期・4単位・30こまの授業であるので、1回の試験だけで単位取得の可否を判定するのではなく、受講生から見れば2回チャンスを与えられるように、また、全講義期間中を通じて緊張感を持続させること

を意図して、中間試験と学期末試験（定期試験）の2回実施している。通常、試験の直前に、出題範囲、試験問題の傾向等について予告をすることとしている。また、既に10回以上欠席したものは受験できないことを、最初の授業のときに告知しているし、試験の時期が迫ると改めて告知するようしている。

従来、講義の前半は、捜査・検挙・検察・裁判・矯正・保護といった犯罪所処遇の流れを犯罪統計を駆使して理解させる内容となることから、中間試験は、短答式の出題としていた（平成16年度後期のみは論文式出題とした。）。定期試験は、すべて論文式の出題である。それぞれ100点満点で採点し、合計200点、これに出席良好者に最高1割の加算（全回出席者は20点、1回のみの欠席者には15点、2回欠席者には10点を加算というふうに）をした上で、調整を行った。

（2）試験上の注意事項

試験の際は、開始前に次のような注意事項（平成16年2月4日実施の「刑事政策」定期試験の際のもの）を告知するようしている。いわゆるカンニングを防止するため、六法その他の持ち込みは一切認めず、座席も個人別にすべて指定する（A3判大の座席指定表を作成し教室の前後に掲示する方法）ほか、試験の問題用紙・解答用紙等は、その都度すべて自家製のものを使用するようにしている。

- 1 座席を指定してありますので、指定した座席に着席してください。座席を指定されていない人がいたら、申し出てください。
- 2 筆記用具と時計以外はすべて片付けてください。机の下に物を入れてはいけません。カバン等にしまってください。
- 3 携帯電話は、電源をオフにしておいてください。
- 4 机の上に学生証を提示してください。
- 5 不正行為は絶対にしないように。不正行為があれば、当該科目的単位のみならず、今学期のすべての単位が無効となります。

- 5 仲間同士で、筆記用具等の貸し借りを行ってはいけません。
- 6 最初の20分と最後の10分は、退出できません。
- 7 退出するときは、解答用紙を私の机のところまで持ってきてください。
- 8 ただ今の時刻は、私の時計で 時 分です。試験の終了時刻は、10時20分とします。[終了時刻を板書]
- 9 始めに、下書き用紙を配ります。一人、1枚ずつ取ってください。まだ、何も書いてはいけません。
- 10 次に、問題・解答用紙を配ります。合図するまで、裏向きにして、中を見ないようにしてください。
〔全員に配り終えたことを確認してから〕
- 11 では、問題・解答用紙を表向きにして、学年・名列番号及び氏名を所定欄に記入してください。問題・解答用紙は6枚つづりになっています。確認してください。また、問題・解答用紙の4枚目と下書き用紙にも、学年・名列番号及び氏名を記入してください。
- 12 なお、解答用紙が不足する場合は、追加用紙を渡しますので、手を挙げて請求してください。
- 13 それでは、解答を始めてください。
〔終了時刻になってから〕
- 14 終了時刻です。直ちに書くのをやめて、問題・解答用紙を提出してください。

(3) 修了者の成績

平成12年度から平成15年度までの成績別修了者人員等は、次のとおりである（放棄人員は、修了人員の別掲とした。）。

	修了者人員	放棄		放棄率%	
		優良可	不可	計	優率%
平成12年度 3年生	4 5 5 0 14	28.6	3	17.6	

	4年生	3	4	4	0	11	27.2	9	45.0
	計	7	9	9	0	25	28.0	12	32.4
平成13年度	3年生	1	3	3	0	7	14.3	4	36.4
	4年生	3	4	0	0	7	42.9	6	46.2
	計	4	7	0	0	14	28.6	10	41.7
平成14年度	3年生	5	5	5	0	15	33.3	6	28.6
	4年生	5	0	2	0	7	71.4	7	50.0
	計	10	5	7	0	22	45.5	13	37.1
平成12～14	3年生	10	13	13	0	36	27.8	13	26.5
年度小計	4年生	11	8	6	0	25	44.0	22	46.8
	計	21	21	19	0	61	34.4	35	36.5
平成15年度	2年生	50	26	23	2	101	49.5	24	19.2
	3年生	5	4	4	0	13	38.5	3	18.8
	4年生	3	2	2	0	7	42.9	5	41.7
	計	58	32	29	2	121	47.9	32	20.9

(4) 欠席回数別平均点

平成15年度の刑事政策受講者（修了者計121名。放棄者を含まず。）の欠席回数別平均点（100点満点で、出席率による加点を含まない。）は、以下のとおりである。

欠席回数	0回	1回	2回	小計	3～5回	6回以上	合計
人 員	30	16	16	62	29	30	121
平均点	77.2	78.2	74.8	76.9	72.3	66.1	73.1

ちなみに、同じ平成15年度の中間試験（12月5日実施・試験日を含む全出席回数は18回。短答式で出題は全50問）の受験者全124名の欠席回数別平均点（100点満点で、出席率による加点を含まない。）は、以下のとおりである（この結果については、試験後の授業の際、問題別の正答率等とともに受講者に講評した。）。

欠席回数	0回	1・2回	3・4回	5回以上	合計
人 員	42	43	25	14	124
平均点	82.2	76.1	68.4	68.0	75.7

以上のことから明らかのように、出席率の高いものほど、試験の成績が良いことが分かる。

5 アンケート調査

(1) アンケート調査の実施

授業方法の改善等に資するため、講義の最終日に「刑事政策の受講を終えて」と題する感想文（A4判大のけい紙1枚）を提出させるか、アンケート調査への回答を提出させている。アンケート調査用紙は、平成14年7月の教授会の際配布されたものを、少しアレンジして使用している。無記名で、受講者の学年のみ記載してもらった。以下は、平成16年1月28日に実施した平成15年度後期の刑事政策の授業に対するアンケート調査結果で、最大107名（項目により不回答がある。）から回答が寄せられたものである（当日の出席者総数は115人で、回収率は93.0%である。）。

「刑事政策」を受講して・アンケート集計表

[あなたと講義の相関]

① 履修するに当たって、あなたはどの程度この講義に期待していましたか。

回答総数：107人、平均点（注）：3.06

（注）「平均点」は、AからEまでの5項目を1点ないし5点に評価し（最もプラスの評価の項目（A又はE）を5点、最もマイナスの評価の項目（E又はA）を1点、その他の項目を順に4点（B又はD）・3点（C）・2点（D又はB）と評価する。）、これに項目ごとの回答人数を掛けて算出した加重平均である。

A 単位取得だけを期待	10.3%
-------------	-------

- B (AとCの中間。以下同様) 9.3%
- C 普通の講義として期待 53.3%
- D (CとDの中間。以下同様) 18.7%
- E とても期待 8.4%

② あなたは、講義ノートをとりましたか。

回答総数：107人，平均点：2.48

- A 大部分ノートした 0.9%
- B 6.5%
- C 要点だけをノートした 46.7%
- D 30.8%
- E 何もノートしなかった 15.0%

③ 教材「刑事政策講義」「行刑法」「矯正の現状」を活用しましたか。

回答総数：106人，平均点：3.23

- A とても活用 0.9%
- B 23.6%
- C 普通 50.0%
- D 10.4%
- E ほとんど不活用 5.7%

[教官の講義方法等]

④ 教官は、講義の目的・習得目標を明確に提示しましたか。

回答総数：107人，平均点：3.33

- A 全く不明確 1.9%
- B 9.3%
- C 普通 51.4%
- D 29.0%
- E とても明確 8.4%

⑤ 教官の講義での話し方や説明は、分かりやすかったです。

回答総数：107人、平均点：3.49

A ほとんど分からなかった	1.9%
B	9.3%
C 普通	41.1%
D	33.6%
E とてもよく分かった	14.0%

⑥ 板書や配布資料の使い方は、適切でしたか。

回答総数：107人、平均点：3.50

A 極めて不適切	0.9%
B	7.5%
C 普通	44.9%
D	33.6%
E とても適切	13.1%

[講義等に対する印象]

⑦ この講義は、あなたの期待にこたえるものでしたか。

回答総数：107人、平均点：3.65

A とても失望した	1.9%
B	9.3%
C どちらともいえない	27.1%
D	44.9%
E 期待以上によかった	16.8%

⑧ 講義を受けて、刑事政策に興味を持てましたか。

回答総数：105人、平均点：3.79

A ほとんど持てなかつた	3.8%
B	5.7%
C どちらともいえない	19.0%
D	50.5%

E 非常に持てた 21.0%

⑨ 刑務所・少年院の見学については、どうでしたか。

回答総数：67人（見学参加者総数：72人の93%），平均点：4.55

A とても失望した 0 %

B 1.5%

C どちらともいえない 4.5%

D 31.3%

E 期待以上によかった 62.7%

[その他]

⑩ 以上のほか、この講義についての希望・意見・感想があれば、何なりと書いてください。

回答総数：37人（34.6%）

主な記載事項は、次のとおりである。

矯正施設の見学のこと：14人，講義中のビデオ視聴のこと：11人，講義の際に配布した各種統計資料等のこと：9人，教官の実務体験談のこと：6人，出席（質問）カードのこと：5人，テストのこと：4人，その他：9人

(2) アンケート調査結果の傾向

平均点の高い順に（プラス評価の高い順に）質問項目を並べると、次のようなった（質問番号の丁度逆順になっているのが気になるが）。

⑨刑務所・少年院の見学については、どうでしたか 平均点：4.55

D：4点+E：5点の評価が94.0%に達するなど、極めて高い評価を受けた。平均点が4点台の唯一の項目である。

⑧講義を受けて、刑事政策に興味を持てましたか 平均点：3.79

⑦この講義は、あなたの期待にこたえるものでしたか 平均点：3.65

⑥板書や配布資料の使い方は、適切でしたか 平均点：3.50

平均点の低い順に並べると、次のようなった。

②あなたは、講義ノートをとりましたか 平均点：2.48

平均点が2点台の唯一の項目である。これは、板書をほとんどせず、代わりに必要な資料は印刷して配布するようにしたことの表れともいえる。

①履修するに当たって、あなたはどの程度この講義に期待していましたか。
平均点：3.06

履修後の評価は、前記「⑦この講義は、あなたの期待にこたえるものでしたか」の平均点：3.65であり、履修開始時の期待を上回ったものとなっている。

③教材「刑事政策講義」「行刑法」「矯正の現状」を活用しましたか。
平均点：3.23

以上のように、[あなたと講義の相関]に関する項目：①②③の平均点が低く、[講義等に対する印象]に関する項目：⑦⑧⑨の平均点が相対的に高くなっている。

おわりに

前出のアンケート調査表の最後の質問項目「⑩以上のはか、この講義についての希望・意見・感想があれば、何なりと書いてください。」に対する回答の中に、次のような記載があったので、これを紹介することをお許しいただきたい。

「もっと、行刑法について学びたかったです。確かに統計資料で原（ママ）状を把握することも大事だと思いますが、その2つを前後に分けて授業しなくても、折り込むことも可能であったのではないかと思います。しかし、少年院を見学できたことは、僕の人生にとって、ものすごい大きなものになりました。だから、授業は期待したほど興味の持てるものではありませんでしたが、有意義でした。あと、刑事政策で習うこととは、興味がないというか、世界の違う話のように感じることが多く、ビデオを使って、それらを補ってくれたことは良かったです。また、最近の刑事政策に関するニュースを毎時間言ってくれたこ

とも、身近な問題として捉える上で効果があり、良かったです。とにかく、先生の物事を調べる姿勢に感動しました。というより、圧倒されました。」（「⑦この講義は、あなたの期待にこたえるものでしたか」「⑧講義を受けて、刑事政策に興味を持てましたか」のいずれの質問に対しても「どちらともいえない」と答えた2年生）

「坂井教官の授業を行うに当たっての真摯さが伝わってきて、こちらもちゃんと受けなければならないという気持ちになりました。質問カードの制度はとても良いと思います。」（「⑦この講義は、あなたの期待にこたえるものでしたか」の質問に対して「期待以上によかった」と答えた2年生）

このような感想に一つでも二つでも出会うと、刑事政策の講義をして良かった、教官（現在は「教員」）をやってて良かったと、心底、そう思う。年齢のせいでしょうか。